

復興大臣 渡辺 博道 様

## 大熊町の復興・再生に向けた要望

令和5年6月29日

大熊町長 吉田 淳  
大熊町議会議長 吉岡 健太郎

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から12年3か月が経過しました。

この間、多くの皆様からの温かい御支援の下、大熊町においても復興に向けた取組が一つ一つ実を結び、大川原地区復興拠点などの整備が着実に進展しているほか、昨年6月30日には町の中心部であった地域を含む特定復興再生拠点区域全域の避難指示が解除され、故郷<sup>ふるさと</sup>の復興・再生に弾みを付けようとしております。

一方で、いまだ多くの町民が避難生活を余儀なくされ故郷に帰還した住民はごく僅かにとどまることを始め、広範囲に及ぶ帰還困難区域を含めた町土の再生、ALPS処理水の処分に伴う新たな風評被害の懸念など、復興を進めるうえで様々な課題が山積しております。過酷な原発事故を引き起こした原子炉4基や広大な中間貯蔵施設区域を抱える大熊町が真の復興を果たすには、第二期復興・創生期間は元より、以後も極めて長期間にわたる努力の傾注が必須となっております。

こうした中、特定復興再生拠点区域外について、国は、帰還する住民の生活再建を目指すための「特定帰還居住区域」を創設し、国の負担により除染を行う方針を示しました。また令和6年（2024年）度からの本格除染を見据え、令和5年度から大熊町・双葉町で先行除染を実施することになっています。これらは一歩前進したものと受け止めておりますが、国においては「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除する決意」の下、町内全域の避難指示解除に向けて一層の御努力をお願いいたします。

大熊町といたしましては、原子力災害に自然災害や新型コロナウイルスの影響などが加わったこの難局を乗り越え、かつての自然豊かで暮らしやすい故郷を取り戻すことができるよう今後も全力で取り組んでまいりますので、国におかれましても、引き続き原子力災害被災地域の復興・再生を国の責務として一層の御尽力を頂くよう、特に次の事項について要望いたします。

## 1 避難地域の復興財源の確保

大熊町の復興が成し遂げられるまでには、まだまだ時間と努力の傾注の継続が必要である。

大熊町は、大震災から12年以上を経てかつての町の中心部であった地域などの避難指示が解除され、ようやく町土の復興・再生に本格的に着手できるようになった状況に過ぎず、他の被災地に比べて極端に復興が遅れていることから、多様な課題に対応し復興を前に進めていくため、以下のとおり要望する。

### (1) 中長期にわたる財源の確保

第二期復興・創生期間は元より、復興が成し遂げられるまで、震災復興特別交付税措置及び普通交付税の人口特例を継続するとともに、福島再生加速化交付金、被災者支援総合交付金、福島生活環境整備・帰還再生加速事業、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金等について、中長期にわたる財源の確保及び弾力的な運用を行うこと。

### (2) 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金について

特に自立補助金は、企業誘致による「働く場」を確保するための有用な支援ツールである。この支援ツールがあったからこそ大熊町に大型投資を決定した事例も生まれた。引き続き、大型投資案件も含め誘致できるよう、十分かつ中長期にわたる適切な制度の維持及び財源の確保を行うこと。

### (3) 特定復興再生拠点区域における整備の促進

かつて町の中心であった下野上地区、JR大野駅周辺を含む特定復興再生拠点区域の避難指示が昨年6月末に解除されたが、これでようやく復興のスタートラインに立ったところ。

これを踏まえ、国は、復興拠点施設の整備に対する継続した支援や農地の荒廃抑制及び再生のための支援等十分な財政措置を含め、支援の充実により一層の機能強化の促進を図ること。

## 2 特定復興再生拠点区域外における取組の具体化

令和3年8月、原子力災害対策本部及び復興推進会議において「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」が決定された。また国では、令和5年6月、福島復興再生特別措置法を改正して、帰還する住民の生活再建を目指すための「特定帰還居住区域」を創設し、国の負担により除染を行う方針を示し、令和6年（2024年）度からの本格除染を見据え、令和5年度から大熊町・双葉町で先行除染を実施することになっている。

これらを受け、大熊町では、昨年7月、県内外において町民への住民説明会・町民座談会を実施し、また昨年8月から9月にかけて、国と共同で町民の帰還意向調査を実施した。また本年3月、町は下野上1区を先行除染の対象とするよう国に提案する方針を決定し、町議会（全員協議会）から了承を得るなど、拠点区域外の除染・避難指示の解除に向けて取組を進めている。

一刻も早く町民が故郷<sup>ふるさと</sup>に戻り、震災前の生活を取り戻すことができるよう、大熊町全域の避難指示解除に向けた特定復興再生拠点区域外における取組の加速化について、以下のとおり要望する。

### （1）政府方針に基づく着実な除染の実施

#### ① 個別かつ丁寧な住民の意向確認・把握

特定復興再生拠点区域外の町民の帰還の意向を個別かつ丁寧に把握すること。意向把握に際しては、帰還の判断をすぐには行えない町民にも配慮して複数回行うこと。

#### ② 住民が安心して生活できる環境を確保するための広範囲の除染

特定復興再生拠点区域外は空間線量の高い地域もあるため、従来の手法による除染では十分な空間線量の低減を実現できないおそれもある。そこで、帰還する住民が安全・安心して故郷で暮らすことができるよう、除染手法の更なる改良に努めながら、生活に必要な

範囲を幅広く捉え、より広範囲の面での除染を速やかに実施し、避難指示解除を行うこと。

### ③ 先行除染の着実かつ効果的な実施

住民の帰還の実現や居住人口の回復に向けて、令和6年度から拠点外（対象の全域）で行う本格除染に弾みをつける意味でも、今年度到大熊町・双葉町で行われる先行除染の結果が注目される。

そこで、国はこの先行除染が着実かつ効果的に実施できるよう、あらかじめ準備を進め、対策を講じること。

## (2) 残された課題への対応

### ① 残された土地・家屋等についての方針の明示

まずは政府方針に基づき、早期に帰還意向を示された住民の家屋等生活に必要な範囲の除染、避難指示の解除を先行して行うことに加え、残された土地・家屋等の扱いについても、並行して地元と丁寧に協議すること。

特に、拠点区域外の建物については、荒廃が進んでおり、火災が発生する恐れがあるなど、現状のまま放置することはできず、所有者からは「自宅が朽ちていく様を見ていられないので解体してほしい」、「いつまで除染・解体を待てばよいのか」等、悲痛な声が寄せられている。また、一時立入りする町民の被ばく線量の累積、災害発生時の放射性物質の流出等が懸念されるほか、管理不全家屋での火災や延焼、治安の悪化、イノシシ等の野生動物の問題等、多くのリスクは既に顕在化している。

こうした住民の悲痛な声や厳しい現状を踏まえ、長期避難を強いられ、すぐには帰還意向を示すことができない住民の土地・家屋等について速やかに方針を示すこと。

### ② 拠点区域外の農地の再生に向けた考え方の明示

令和3年8月に決定された「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」では、農地の除染についての方針は示されていない。しかし、帰還意向のある住民が故郷

で安全・安心に暮らすためには自宅周辺の農地の除染が必要であるのみならず、営農再開を目的として帰町したい住民や生きがいのための農業再開を目指す住民も少なからずいることから、農地の取扱いについて格別の配慮を行うこと。

### ③ 住民の帰還気運醸成のための拠点区域外の除染の実施

帰還困難区域の復興・再生を成し遂げるためには、帰還意向に基づく除染だけでなく、帰還気運の醸成に向けた整備が必要である。

町が住民の利便性を向上させ、帰還気運の醸成に向けた整備を行うため、拠点区域外で、町事業等に利用する意向がある土地についても、除染・避難指示解除する道を拓くこと。

### ④ 全員帰還できるような制度設計及び予算措置

町民が全員帰還できるように、必要な制度設計、予算措置を行うとともに、2020年代の早期に希望する町民の帰還が実現されるよう取り組むこと。

## 3 帰還支援策の充実・強化

被災12市町村への移住者支援については、国の御尽力の下、充実した補助を実施できるようになっているものの、町の居住人口拡大を図っていくためには、移住は元より帰還についても積極的に取り組むことが必要である。

大熊町においては、国の財政的な支援により、移住者の住宅取得や修繕、家賃の補助などに取り組んでいる一方、帰還者に対しては、東京電力による住居確保に係る費用等の賠償のほか、町としても帰還を希望する町民を後押しするため、移住者に対する支援との公平性の観点も踏まえながら、独自財源により移住者と同等の支援制度を新設したところである。

町民の帰還を推し進めていくためには、買い物や医療をはじめとする環境整備を充実・強化するとともに、財源の確保及び弾力的な運用によ

る踏み込んだ支援が不可欠であると考えている。

故郷<sup>ふるさと</sup>への帰還を希望する住民が一人でも多く帰還することができるよう、以下のとおり要望する。

### (1) 生活インフラの整備

国や県の支援の下、大熊町では大川原復興拠点に商業施設や町立診療所等を設置するなど生活インフラの整備に取り組んでいるが、町内の買い物環境や医療環境は震災前の水準にはるかに及ばない状態にとどまっている。

買い物環境については、特にスーパーマーケットの町内誘致が町民の帰還や町内への移住を促進するために必須となっており、国による「福島12市町村における生活基盤再建に関する実証調査事業」のフォローアップなどを活用して誘致に取り組んでいるところであるが、今後も同事業の継続や更に踏み込んだ支援により、買い物環境の向上を後押しすること。

また、医療環境については、震災以降休止を余儀なくされている県立大野病院に関し、昨年8月、県において「双葉地域における中核的病院のあり方検討会議」を発足させ、大熊町内への後継病院整備に向けた検討が進められているが、当該病院の整備に向け、国としても財政支援や人的支援を通して全面的にバックアップし、大熊町はもとより双葉地域における医療環境の向上を後押しすること。

また、当該病院の開設後は双葉地域各地からJR常磐線を活用して当該病院へ通院する患者が増えるものと予想されることから、住民の利便性向上による帰還促進という観点も含め、JR常磐線の列車の増便に向け、支援を行うこと。

さらに、大熊町のみならず隣接する町村に調剤薬局が無いことも課題となっており、国として課題解決を後押しすること。

### (2) 帰還者向けの支援メニューの充実・強化

移住者に対しては、国の財政的支援により、住宅の取得や修繕、家賃の補助等の支援メニューを実施しているが、帰還と移住を同時に進

めなければならぬ特殊事情に応じ、これら移住者向けの支援メニューを帰還者も利用できるようにするなど、段階的な帰還を促進するための支援策を柔軟に運用するとともに、町民の帰還促進の加速化に向けて、ハードインフラ整備を含め、より踏み込んだ支援メニューも検討し、充実・強化を図ること。

(本件事務取扱) 大熊町役場企画調整課長 幾橋 功

電話：0240-23-7584

住所：福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平1717